

消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）

消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、**契約の取消し**と**契約条項の無効等**を規定

1. 契約の取消し

<現行規定>

事業者の以下の行為により契約を締結した場合、消費者は取消しが可能

- ① 不実告知（重要事項 [=契約の目的物に関する事項] が対象）
- ② 断定的判断の提供
- ③ 不利益事実の不告知
- ④ 不退去／退去妨害

<課題>

高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案

契約の目的物に関する不実告知による被害事案（例：床下にシロアリがあり、家が倒壊）

取消権の行使期間を経過した被害事案

<改正内容>

過量な内容の契約の取消し
（新たな取消事由）

重要事項の範囲の拡大

行使期間の伸長
（短期を6か月→1年に伸長）

○ このほか、取消しの効果についても規定

○ このほか、消費者団体訴訟制度（差止請求）に関する規定が置かれている

2. 契約条項の無効

<現行規定>

消費者の利益を不当に害する条項は、無効

- ① 事業者の損害賠償責任を免除する条項
- ② 消費者の支払う損害賠償額の予定条項
- ③ 消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）

⇒ 【10条】 ①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、
②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

<課題>

消費者の解除権を一切、認めない条項の存在
（→欠陥製品であっても残金を支払い続ける）
（例：「いかなる場合でも解除できません」）

法10条の①は明文の規定だけではなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決

<改正内容>

事業者の**債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄**させる条項（無効とする条項の追加）

法10条に例示を追加
（※）

（※）消費者の不作为をもって意思表示をしたものとみなす条項

○ このほか、「民法の規定による」という文言を削除

○ 施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日（平成29年6月3日）

資料B参考資料

消費者契約法の一部を改正する法律案要綱

高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する等の措置を講ずることとするため、消費者契約法の一部を次のように改正することとする。

第一 過量な内容の消費者契約の取消し

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常の分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。）を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるものとする。

（第四条第四項関係）

第二 重要事項の範囲

事業者の不実告知があった場合において、消費者がその意思表示を取り消すことができる対象である重要事項として、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加するものとする。

(第四条第五項関係)

第三 取消権を行使した消費者の返還義務

民法第二百十一条の二第一項の規定にかかわらず、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者は、消費者契約法の規定により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該消費者契約によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。

(第六条の二関係)

第四 取消権の行使期間

消費者契約法の規定による消費者の取消権については、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間を一年間に伸長するものとする。

(第七条第一項関係)

第五 事業者の損害賠償の責任を免除する条項

消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項を無効とする規定等について、「民法の規定による」という文言を削除するものとする事。

(第八条第一項第三号及び第四号関係)

第六 消費者の解除権を放棄させる条項の無効

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とするものとする事。

一 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

(第八条の二関係)

第七 第十条の例示

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の

利益を一方的に害するものは無効と規定する第十条の例示として、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項を規定するものとする。

(第十条関係)

第八 その他

適格消費者団体の差止請求の対象となる行為の追加等の所要の規定の整備を行うこと。

第九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行するものとする。ただし、第三号については、民法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から施行するもの等とすること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第六条まで関係)